

議案第39号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「健康保険の被保険者証等」を「町長が適当と認める書類」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布に伴い、健康保険証とマイナンバーカードが一本化され、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みへ移行するため、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正する必要がある。

令和6年12月13日原案可決